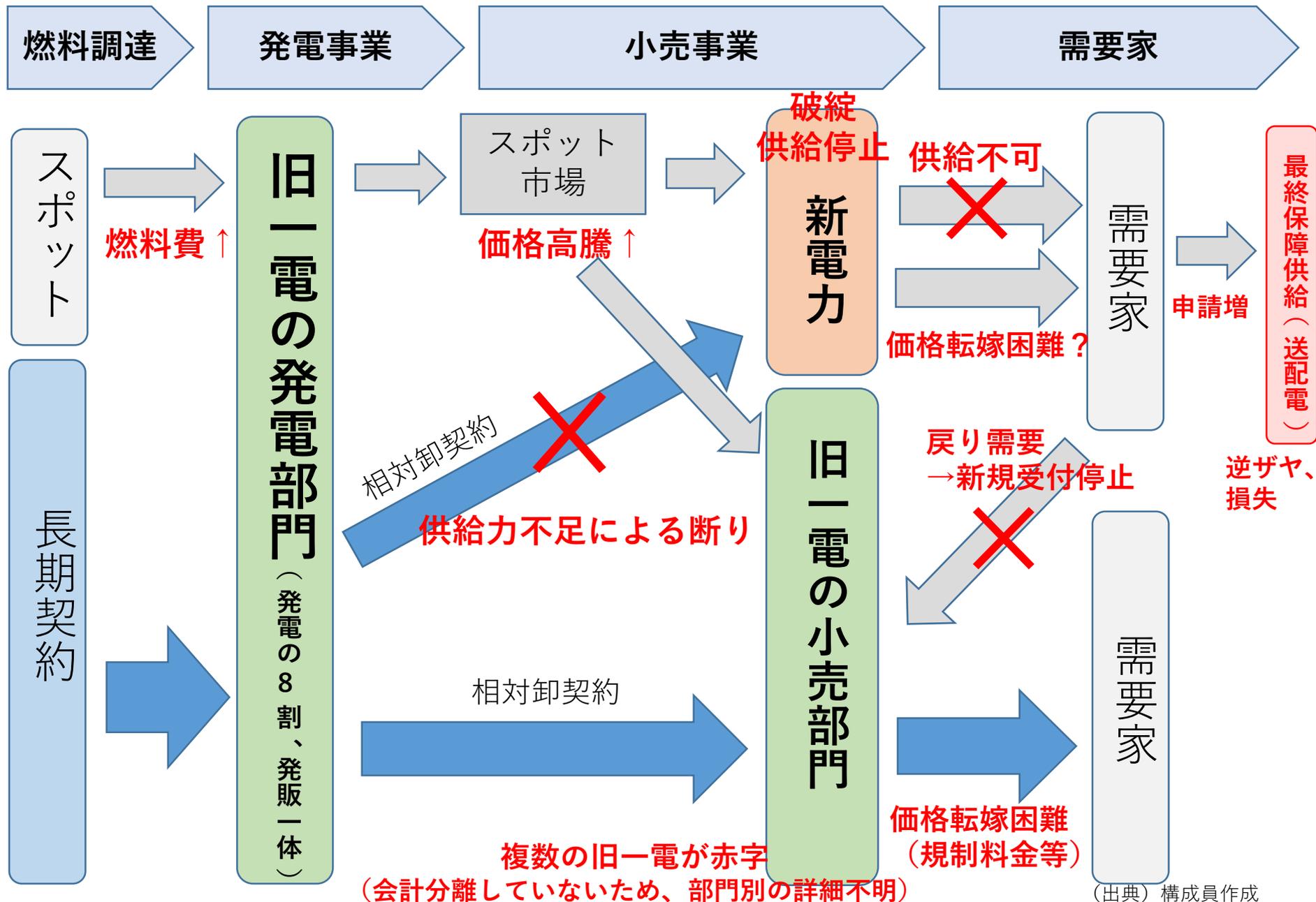
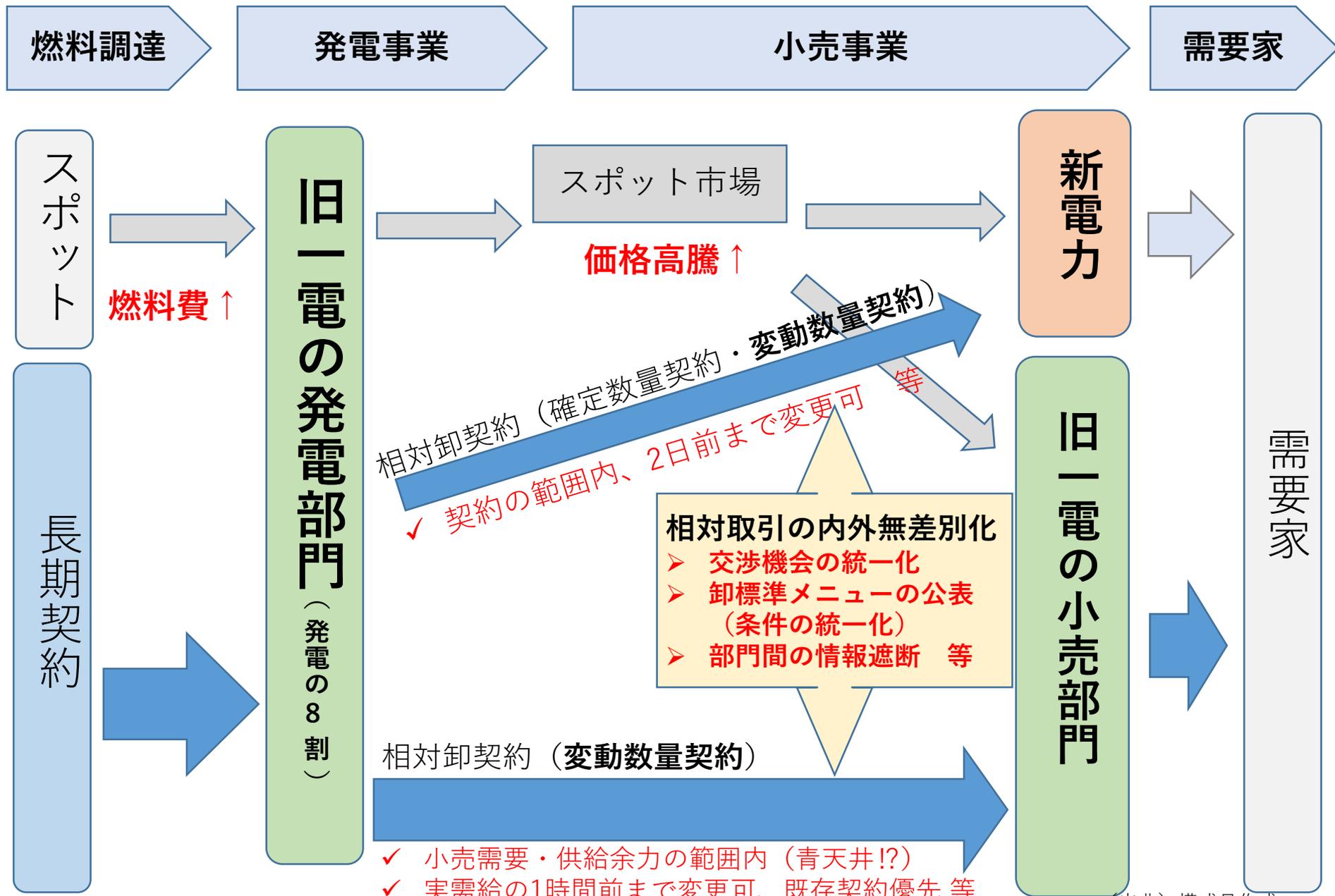


構成員提言の 参考資料集

小売事業や需要家を取り巻く足元の状況（現状のイメージ）

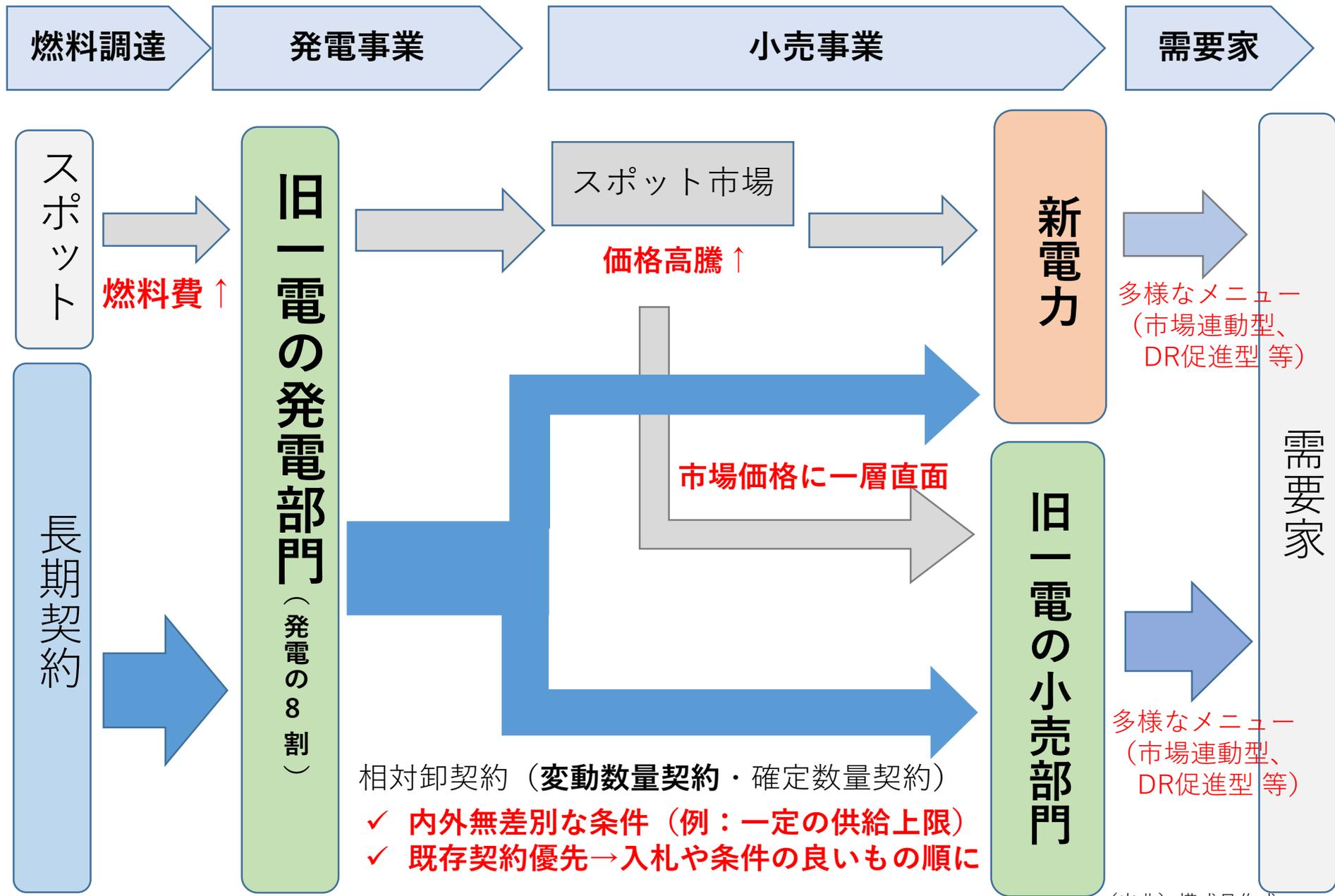


電力卸取引のグループ内外無差別性の確保① (現状のイメージ)



(出典) 構成員作成

電力卸取引のグループ内外無差別性の確保② (今後のあるべき姿のイメージ)



- 相対卸契約 (変動数量契約・確定数量契約)
- ✓ 内外無差別な条件 (例: 一定の供給上限)
 - ✓ 既存契約優先 → 入札や条件の良いものの順に

電気の契約状況（全国）

2022年2月分

区分	電圧	契約口数 (件)	燃料費調整の上限	セーフティネット
自由料金（※1）	特別高圧	11,326	小売事業者ごとに異なる	最終保障供給（一般送配電事業者）
	高圧	843,780		
	低圧	40,613,987		
規制料金（※2） （みなし小売事業者）	低圧	47,648,551	上限あり（基準燃料価格の1.5倍）	—

※1：「適正な電力取引についての指針」において、大手電力会社が標準的な小売料金メニュー（標準メニュー）を公表することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為とされており、大手電力会社は標準メニューを公表している。

※2：2016年4月に小売が全面自由化されたが、「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じ、現時点では、全国すべての地域において、従来と同様の規制料金（経過措置料金）が存続。

 現在、電力難民の問題が発生している範囲